

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

(事業年度:令和3年10月～令和4年9月)

令和5年 1月 日

協議会名:飯塚市地域公共交通協議会

評価対象事業名:R4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
(有)Shonai観光 飯塚東地区	飯塚東地区内及び越智外科胃腸科医院・ハローデイ柏の森店・上の谷バス停・飯塚記念病院入口への運行	利用ガイドの全戸配布・市報による利用促進の呼びかけ等の広報活動を行うことで、住民に対する周知については一定の効果が出ている。 利用者を含めた住民からの要望等については、電話や窓口での聞き取りやまちづくり協議会、自治会長会等の各種団体からの意見を反映し、運行改善を行っている。	A 事業は適切に実施された。	B 予約乗合タクシーのみでは、利用者数の目標46,900人に対して実績は44,309人で、達成率94.5%であった。※昨年度の実績43,488人からは約2%程増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響下からの回復が見込みより少なかったことが考えられる。	(ア)令和5年度版の利用ガイドを、高齢者等の利用者にわかりやすいように作成し、市民への周知に努める。 (イ)年々、予約乗合タクシーの利用方法や有効性の認知が拡大し、今年度は402人が追加登録された。今後も引き続き市民への周知活動の強化に取り組み、利用促進を図る。 (ウ)利用者ニーズ、民間公共交通とコミュニティ交通との役割分担を考慮した、効果的・効率的で持続可能な公共交通体系づくりを通して利用促進を図る。 (エ)安心して利用してもらえよう、感染症対策を継続して行う。
(有)Shonai観光 庄内地区	庄内地区内及び筑豊緑地・トリアル上三緒店への運行				
(有)Shonai観光(～R4.3) 総合交通(株)(R4.4～) 鎮西地区 (八木山地区以外)	鎮西地区(八木山地区以外)内及び飯塚市立病院・せき損センター・ミスターマックス花瀬店への運行				
(有)Shonai観光 筑穂地区	筑穂地区内及び済生会病院・青山医院・JR桂川駅への運行				
穂波タクシー(株) 穂波地区	穂波地区内及びJR筑前大分駅への運行				
安全タクシー(有) 穎田・鯉田地区	穎田・鯉田地区内及び筑豊緑地への運行				
総合交通(株) 鎮西地区 (主に八木山地区)	鎮西地区(主に八木山地区)内及び飯塚市立病院・せき損センター・ミスターマックス飯塚花瀬店への運行				
総合交通(株) 二瀬地区	二瀬地区内及びせき損センター・イオン穂波店への運行				
(有)安全タクシー 幸袋地区	幸袋地区内及びJR鯉田駅・川食鯉田店・ハローデイ九工大前店・穎田病院への運行				

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和5年 1月 日

協議会名:	飯塚市地域公共交通協議会
評価対象事業名:	R4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>飯塚市では、鉄道、バス、タクシーなど、複層的に形成された公共交通網を活かし、誰もが移動手段として気軽に利用でき、特に高齢者や交通不便地域居住者などの交通弱者の生活を支え、外出機会(社会参加)の増加を促進するとともに、持続可能で効果的・効率的な公共交通体系の構築を目指すため、民間公共交通機関(路線バス・鉄道)を補完し、市民の日常生活の移動を支えることを目的とした交通手段の確保が必要である。</p> <p>第2次飯塚市地域公共交通網形成計画の基本方針(※)に基づき、地域内移動を区域運行型(デマンド型)の予約乗合タクシーと定時定路線型のエリアワゴン(令和4年4月運行開始)、地区間移動を定時定路線型のコミュニティバスで分担して運行する。</p> <p>(※)第2次飯塚市地域公共交通網形成計画の基本方針 基本方針1 拠点連携型のまちづくりと公共交通の一体的な公共交通体系の構築 基本方針2 適切な役割分担に基づく持続可能な公共交通網の形成 基本方針3 多様な交通機関の有機的な連携による効果的・効率的な公共交通体系の構築 基本方針4 地域のニーズに合った公共交通の構築</p>

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年 1月 日

協議会名: 飯塚市地域公共交通協議会

評価対象事業名: R4年度地域公共交通調査事業(地域公共交通計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画等の計画策定等に向けた方針
<p>令和5年度から5年間の「飯塚市地域公共交通計画」を策定するため、本市の各種公共交通機関の運行・利用状況の分析、飯塚市の上位関連計画の整理、市民アンケート、コミュニティ交通利用者アンケート及び公共交通事業者ヒアリングなどの各種意向調査の結果集約・分析、並びに「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画」の進捗状況の確認を実施した。</p>	<p>A 事業は適切に実施された。</p>	<p>◇「第2次飯塚市総合計画」及び「飯塚市都市計画マスタープラン」等の上位関連計画との整合性を図ること。</p> <p>◇令和4年4月からの3年間のコミュニティ交通の新体系での事業運営に係る協議内容や方針等を含めた内容とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点連携型まちづくりと一体的な公共交通体系の構築 ・民間、行政及び地域住民との協働による公共交通体系の構築 ・効果的・効率的で持続可能な公共交通体系の構築 <p>◇本市の各種公共交通機関の運行・利用状況の分析</p> <p>◇市民アンケート、コミュニティ交通利用者アンケート及び公共交通事業者ヒアリングなどの各種意向調査の実施</p> <p>◇「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画」の進捗状況の確認による現状把握・分析</p>

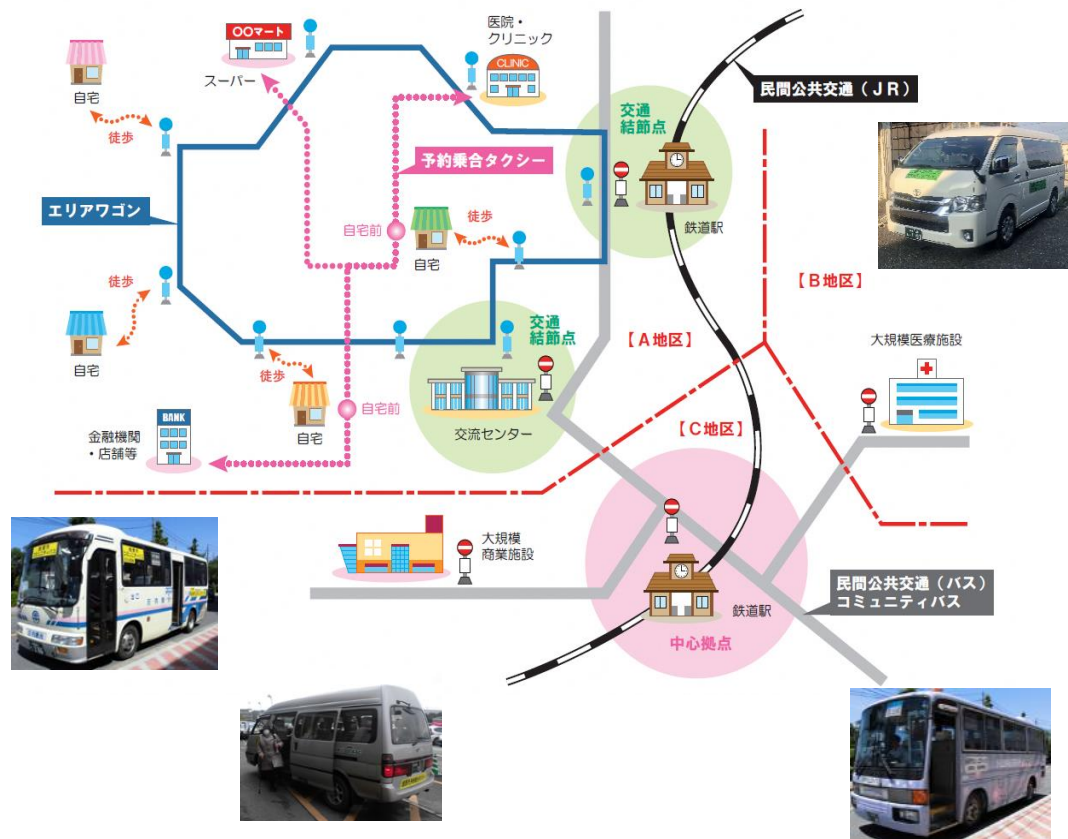
概要

- 飯塚市では、平成24年度より身近な地区内移動を区域運行型（デマンド型）の「予約乗合タクシー」、地区間移動を定時定路線型の「コミュニティバス」で分担する、2種類の交通機関の併用方式を導入しています。平成27年度から平成29年度まで中心市街地活性化の効果促進事業として、中心市街地を循環する定時定路線型の「街なか循環バス」の実証運行を行いました。平成30年度からは、従来のコミュニティバスと、実証運行を終えた街なか循環バスの路線を再編し、新たな形態によるコミュニティバスの運行を開始しました。
- 予約乗合タクシーは飯塚市内の9地区（幸袋、二瀬、鎮西、穎田、鯉田、飯塚東、庄内、穂波、筑穂地区）で運行しており、令和2年10月からは、予約乗合タクシーの車両を活用した定時定路線型「路線ワゴン」の運行を民間路線バスの廃止区間において開始しました。また、令和4年4月からは、予約乗合タクシーの運行に加え、市内10地区において、定時定路線型の「エリアワゴン」を運行しています。
- コミュニティバスは、飯塚市の単独路線として4路線を運行していましたが、令和4年4月に4路線を統合して筑穂・高田線の1路線としました。なお、宮若市と共同で運行している宮若・飯塚線は令和元年10月より引き続き運行しています。
- 飯塚市の中心部（飯塚・菰田・立岩地区）では、飯塚バスターミナルや新飯塚駅を中心に西鉄バスが運行しており、中心部をくまなく移動できる他、福岡市・田川市方面の高速バスも運行しています。
- 市内にはJR福北ゆたか線が南北に通っており、福岡市、北九州市などへのアクセスしやすい環境となっています。

●予約乗合タクシー運行事業者名

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 穎田・鯉田地区 | 安全タクシー(有) |
| 飯塚東・庄内地区 | (有)Shonai観光 |
| 幸袋地区 | 安全タクシー(有) |
| 二瀬地区 | 総合交通(株) |
| 鎮西地区 | (有)Shonai観光（～R4年3月）、総合交通(株)（R4年4月～） |
| 穂波地区 | 穂波タクシー(株) |
| 筑穂地区 | (有)Shonai観光 |

▼飯塚市の公共交通ネットワークイメージ



基礎データ

合併状況：平成18年3月に旧1市4町（飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町）が合併
 人口：12.5万人（R4年11月末現在）
 面積：213.96平方キロメートル
 過疎地域等指定：過疎地域（一部）
 高齢化率：32.1%（R4年11月末現在）
 補助対象系統数：9系統（内国庫補助対象9系統）
 自治体負担額：R2年度：46,144千円、R3年度：48,719千円（予約乗合タクシーのみ）
 協議会開催数：協議会4回（R3年度）

計画、目標(Plan)

- 平成21～23年度までの定時定路線型コミュニティバス実証運行において、利用者の約8割が60歳以上の高齢者であり、その多くが通院・買物といった日常生活維持のために利用していた。利用範囲は市内の広範囲に及んでいたが、利用場所・利用時間は分散しており、利用者もその約8割がバス停近接地居住者と限定的であったこと、乗降場の利便性の向上や運行所要時間短縮に対する市民要望も多いなど、定時定路線型バス運行に課題が生じていた。このことから利用者ニーズ等を十分に検討したうえで、「市全域に面的に広がる需要への対応」や「地区内の円滑な移動」、「市民ニーズ等を踏まえた運行改善」等の新たな方針のもとに、運行を実施する。



生活交通確保維持改善計画等の取組み(Do)

- 平成24年度より、区域運行型予約乗合タクシー(10人乗りワゴン車)を8地区11台、定時定路線型コミュニティバス(25人乗りマイクロバス)を3路線の併用運行を実施。
- 平成27年度から平成29年度まで中心市街地活性化事業の取り組みとして定時定路線型街なか循環バスの実証運行(3年間)を実施。
- 平成30年度からは、従来のコミュニティバスと実証運行を終えた街なか循環バスの路線を再編し、新たな形態によるコミュニティバス(4路線)の運行を開始。
- 平成元年10月より、民間路線バスの一部区間廃止に伴い、宮若市と共同でコミュニティバス宮若・飯塚線の運行を開始。
- 令和2年10月より、民間路線バスの一部区間廃止に伴い、予約乗合タクシーを利用して廃止区間における定時定路線型の路線ワゴンの運行を開始。
- 令和4年4月より、コミュニティバスの統廃合を行い、4路線から1路線とした。また、市内10地区において、地区内定時定路線型のエリアワゴンの運行を開始。



実施状況、目標の達成(Check)

コミュニティ交通全体の定量的な目標 = 87,600人 > 77,826人(実績) 達成率88.8%
 予約乗合タクシーのみの定量的な目標 = 46,900人 > 44,309人(実績) 達成率94.5%

- コミュニティ交通全体については、令和4年4月(4年度下半期より)にコミュニティバスの統廃合を行い、4路線から1路線へ再編したことによる。また、予約乗合タクシーについては、昨年度の実績43,488人からは約2%程増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響下からの回復が見込みより少なかったことが考えられる。



今後の課題、対応(Action)

- (ア)令和5年度版の利用ガイドを、高齢者等の利用者にわかりやすいように作成し、市民への周知に努める。
- (イ)年々、予約乗合タクシーの利用方法や有効性の認知が拡大し、今年度は402人が追加登録された。今後も引き続き市民への周知活動の強化に取り組み、利用促進を図る。
- (ウ)利用者ニーズ、民間公共交通とコミュニティ交通との役割分担を考慮した、効果的・効率的で持続可能な公共交通体系づくりを通して利用促進を図る。
- (エ)安心して利用してもらえるよう、感染症対策を継続して行う。

調査事業の概要

●飯塚市では、「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画」（計画期間：平成30年度～令和4年度）の基本方針に基づき、各種コミュニティ交通事業の推進に取り組んできました。令和4年度は、この計画の最終年度となることから、令和4年4月から実施されている新交通体系に係る協議内容や方針等を基本としながら、地域の特性や住民ニーズに即した持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、令和5年度からの新たな計画として「飯塚市地域公共交通計画」を策定することとなりました。

●計画の位置づけ

「飯塚市地域公共交通計画」は、市政運営における総合的な指針である「第2次飯塚市総合計画」をはじめ、「飯塚市都市計画マスタープラン」「飯塚市立地適正化計画」「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの上位関連計画との一体性を確保した、地域交通のマスタープランとして策定します。

●主な上位関連計画の整理（別添 資料添付）

- ・第2次飯塚市総合計画
- ・飯塚市都市計画マスタープラン
- ・飯塚市立地適正化計画
- ・飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略

●調査事業の主な内容

- ・市民アンケート調査
18歳以上の市民3,000人を対象に実施。
- ・コミュニティ交通利用者アンケート
飯塚市のコミュニティ交通の利用者を対象に実施（約600人）
- ・公共交通事業者ヒアリング
市内運行の鉄道・路線バス・タクシー・コミュニティ交通を運行する事業者10社に対して事業者ヒアリングを実施。

基礎データ

合併状況：平成18年3月に旧1市4町（飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町）が合併

人口：12.5万人（R4年11月末現在）

面積：213.96平方キロメートル

過疎地域等指定：過疎地域（一部）

高齢化率：32.1%（R4年11月末現在）

補助対象系統数：9系統（内国庫補助対象9系統）

自治体負担額：R4年度見込：3,513千円（計画策定事業のみ）

協議会開催数：協議会4回（R3年度）

調査前の地域交通状況（Before）

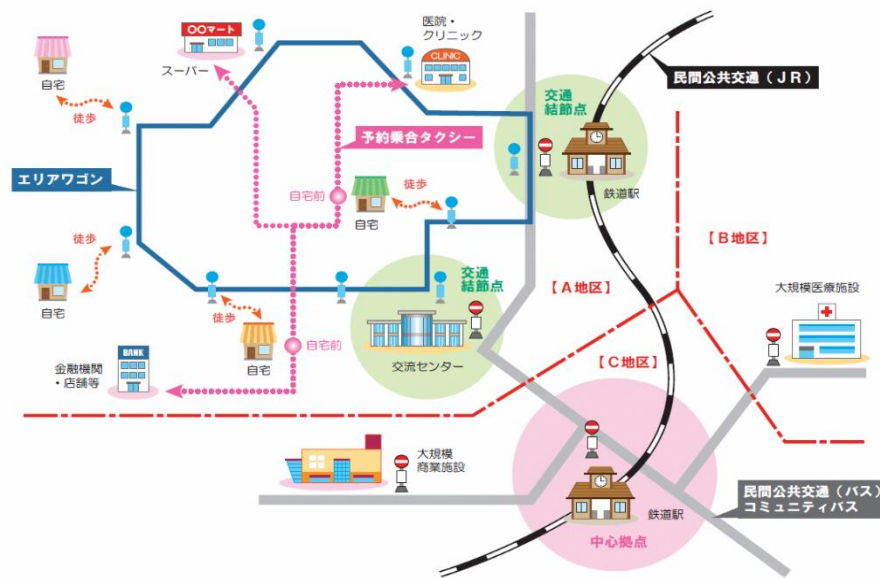
飯塚市の上位・関連計画の整理、さらに市民アンケート、コミュニティ交通利用者アンケート及び公共交通事業者ヒアリングの各種意向調査結果と「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画」の進捗状況を踏まえ、飯塚市公共交通の課題を下記のとおり整理しました。

- 課題1 民間公共交通事業の確保・維持
- 課題2 コミュニティ交通の運行・事業運営の効率化
- 課題3 民間交通とコミュニティ交通の効率的・効果的な連携
- 課題4 利用者ニーズへの対応

調査後の地域交通計画（After）

「飯塚市地域公共交通計画」における基本方針を以下のように決めました。

- 基本方針① 活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築
- 基本方針② 民間と行政の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築
- 基本方針③ 未来につなぐ、持続可能な公共交通事業



▲飯塚市の公共交通ネットワークイメージ

第3章 上位関連計画の整理

1 公共交通に関わる飯塚市の上位関連計画

飯塚市のまちづくりの将来像の実現に向けた地域公共交通に求められる役割や地域公共交通の課題を整理するために、市の上位計画や各種関連計画をもとに、各計画での公共交通に関する記載事項を整理しました。

1-1 第2次飯塚市総合計画

策定年次	平成29年
計画期間	平成29年～令和8年
概要	市政運営の総合的な指針であり、市民と行政が目指すべき都市目標像を掲げ、長期的なまちづくりの基本的な方向を明らかにした、飯塚市の行政運営における最上位計画。
都市目標像	人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～
まちづくりの基本理念	(1) 人権を大切にす市民協働のまち (2) 共に支えあい健やかに暮らせるまち (3) 活力とうるおいのあるまち (4) やさしさと豊かな心が育つまち (5) 水と緑豊かな快適で住みよいまち
公共交通に関する事項	<p>■将来都市構造における基本方針</p> <p>少子高齢化への対応や効率的な土地利用を推進するためには、中心拠点や生活圏の中心となる地域に生活利便施設などの集約を図り、公共交通ネットワークの充実と歩いて暮らせるまちづくりの推進によって、誰もが生活サービスを利用しやすい都市構造を形成していくことが必要です。</p> <p>■施策：定住環境・公共交通の充実</p> <p>■基本事業：生活交通の維持・確保</p> <p>■取組内容：市民の移動手段を確保するため、乗合バスの確保と定時運行体制の維持・継続に努めます。また、交通不便地区の解消、高齢者等交通弱者が多い区域への利便性向上、他の交通機関との乗継の利便性向上など、外出機会を促進するために、地域の実状に応じたコミュニティ交通の充実を図ります。</p>

1-2 第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略

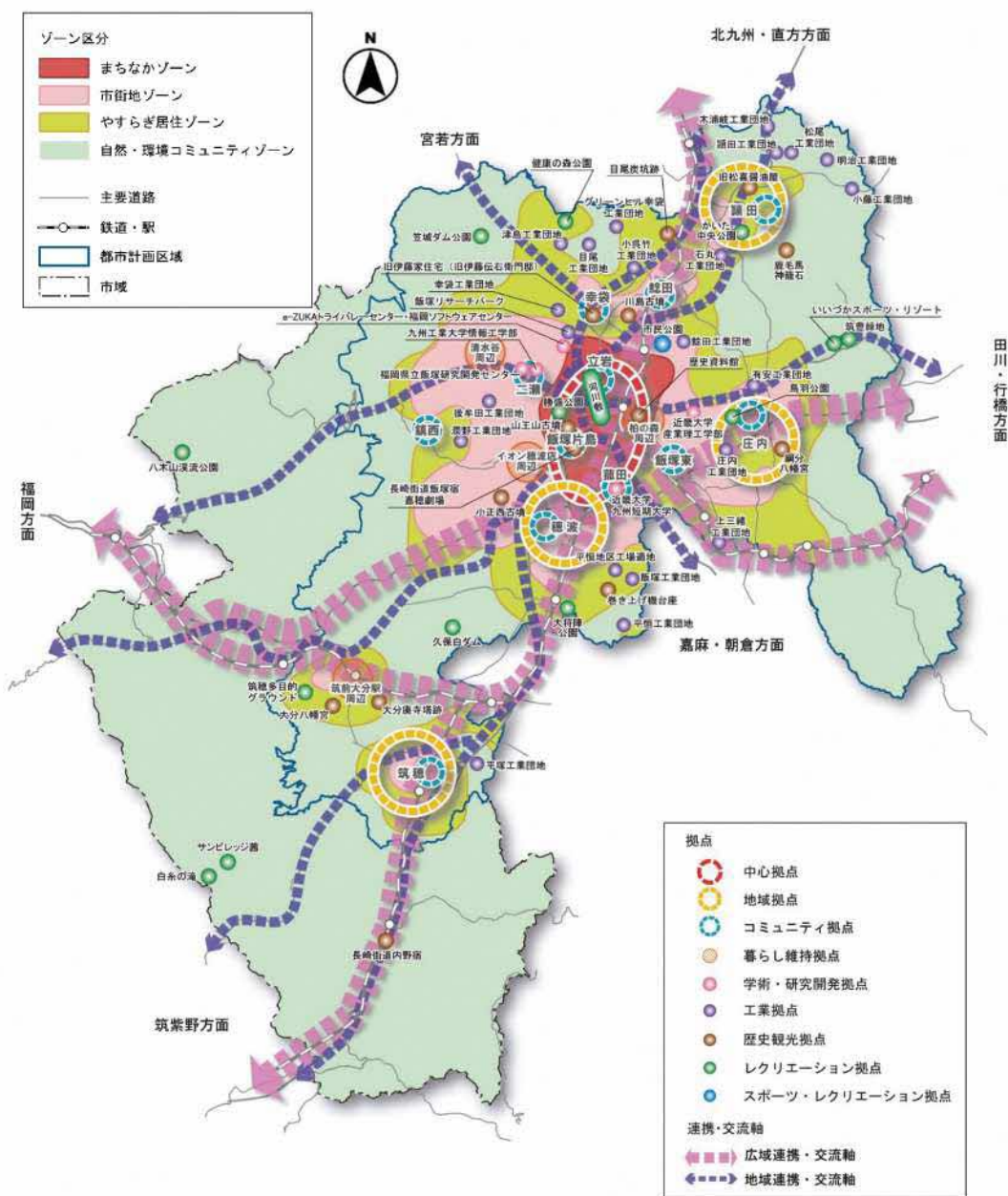
策定年次	令和2年3月
計画期間	令和2年～令和6年
概要	<p>総合計画の下位計画として人口減少の克服に特化した施策に絞り込み、3つの基本目標の実現に向けた施策及び取り組み内容を示したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> -地域を元気にするしごとづくり -未来を創るひとづくり -次代を牽引する魅力あふれるまちづくり
基本目標	<p>I. 地域を元気にするしごとづくり</p> <p>II. 未来を創るひとづくり</p> <p>III. 次代を牽引する魅力あふれるまちづくり</p>
公共交通に関する事項	<p>■基本目標：次代を牽引する魅力あふれるまちづくり</p> <p>■基本的な方針</p> <p>○本市と福岡・北九州都市圏を結ぶ広域交通を活かし、主要鉄道駅やバスターミナルの交通結節機能の強化や、交通結節点と都市機能施設、観光交流施設、市内各地域を結ぶ交通ネットワークの強化を図り、各地域の生活利便性の向上を図るため、拠点連携型都市を推進します。</p> <p>○あわせて、本市の魅力を効果的に発信するシティプロモーションを推進するとともに、福岡・北九州都市圏との近接性や本市固有の地域資源を活かすため、八木山バイパスの4車線化や福岡市営地下鉄と福北ゆたか線及び香椎線との接続に向けた取組など都市圏までのアクセス性や周遊性の向上を図るための取組を幅広く推進し、交流人口拡大に向けた観光振興から関係人口への発展、移住・定住化の促進に向けた取組を進めます。地域コミュニティを醸成し、地域の繋がりを育むため自治会、まちづくり協議会、NPO法人、ボランティア団体等との連携を進め、「交流・コミュニケーション」によって地域の活力が持続する安全・安心の協働のまちづくりに取り組みます。</p> <p>■施策：健幸で魅力あふれるまちづくりの推進</p> <p>■取組内容</p> <p>○将来に渡る居住環境の維持・向上のため、交通事業者との連携による公共交通網の充実に取り組み、自然災害による浸水等の被害を軽減し、安全・安心なまちづくりを行うため、国や県など関係機関と連携しながら、防災・減災体制の推進を図り、拠点連携型の都市づくりを推進します。</p>

1-3 飯塚市都市計画マスタープラン

策定年次	令和4年2月
計画期間	令和4年～令和13年
概要	都市計画法(第18条の2)に基づいて、都市の将来像や土地利用、道路、公園、下水道をはじめとする都市施設の整備方針等、基本的な方向性を示したまちづくりの総合的な指針となるもの。
まちづくりの理念	健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図る コンパクトなまちづくり
まちづくりの基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ①誰もが安心して暮らせる共生のまち ②未来を創る活力あるまち ③住みたくなる住み続けたくなる魅力あるまち
公共交通に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■分野別方針：にぎわいと活力を育むまちづくり ■基本の方針：広域拠点と暮らしの拠点の維持・充実 ■コミュニティ拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の日常生活を支える生活利便機能を持った拠点として、地区のコミュニティ機能や防災機能及びコミュニティ交通などを経由する交通結節機能の確保・維持に努めるとともに、地域生活を支える移動販売等の導入を促進します。 ■分野別方針：移動しやすいまちづくり ■基本的な考え方：広域交流の活性化と拠点連携型都市にふさわしい円滑な移動を図るため、交通基盤の維持・整備及び公共交通の効率化を図ります。 ■基本の方針：公共交通環境の確保・維持 ■取組：(1) 公共交通網の確保・維持 (2) 交通結節点としての機能の確保・維持 ■ゾーン別まちづくり構想：やすらぎ居住ゾーン ■まちづくりの目標：まちなかや市街地とつながり活力のあるまちづくり ■概要：拠点や各地域拠点が公共交通で結ばれ、連携を図ることで、生活利便性の高いまちを目指します。また、コミュニティ交通を含む地域に応じた身近な公共交通の確保・維持に努めます。 ■まちづくりの方針：誰もが移動しやすい公共交通体系の構築 ■概要：気軽に移動できる地域に適したコミュニティ交通を確保・維持するなど、公共交通網の形成を図ります。また、そのための交通結節点としての機能の確保・維持など環境整備を推進していきます。

- 公共交通に関する事項**
- ゾーン別まちづくり構想：自然・環境コミュニティゾーン
 - まちづくりの目標：集落コミュニティの維持・強化のまちづくり
住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域に適したコミュニティ交通の確保・維持に努めます。
 - まちづくりの方針：公共交通などの必要な移動手段の確保
地域に適したコミュニティ交通の確保・維持に努め、地域住民が買い物や通院などで気軽に移動できる住環境の形成に努めます。
 - 取組内容：地域の利用者ニーズに合わせたバス停等の設置検討

《将来都市構造図》



1-4 飯塚市立地適正化計画

策定年次	平成29年1月
計画期間	平成29年～令和8年
概要	「住みたいまち 住みつづきたいまち」を目指すための都市計画の基本方針の一部として策定したものの。
基本の方針	①将来の暮らしを支える生活環境づくり ②飯塚市の魅力を高める都市環境づくり
目指す都市像	人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづきたいまち ～地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむまちづくり～
公共交通に関する事項	<p>■基本方針：将来の暮らしを支える生活環境づくり</p> <p>■施策：地域コミュニティの活性化 交通の利便性を確保することで市民が気軽に集うことができ、多様な世代の交流・ふれ合いにより生きがいづくりや健康増進等を図ることのできるよう地域コミュニティ拠点施設の機能強化に取り組み、拠点を中心とした地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>■施策：持続安定的な交通ネットワークの構築 拠点間を結ぶ公共交通軸を設定し、さらに公共交通軸沿線においても居住や都市機能を誘導することで、拠点間における都市機能の補完とともに効果的・効率的な公共交通の維持を図ります。</p> <p>■基本方針：飯塚市の魅力を高める都市環境づくり</p> <p>■施策：いきいきと笑顔で暮らせる健幸都市づくり 少子高齢化が進み、社会保障費の増加による行財政への影響も懸念される中、公共交通の利便性向上と利用の促進により歩いて暮らせるまちづくりを進め、併せて、本市の特色である充実した医療環境のもと、医療や福祉関係者などの多様な主体の参画による笑顔で暮らせる健幸都市づくりを推進します。</p>

《目指す拠点連携型の都市構造イメージ図》

